

令和7年度植田安也子学術振興基金大学院生等研究奨励事業 募 集 要 項

令和7年3月
植田安也子学術振興基金運営委員会
(事務局企画・地域連携課)

「植田安也子学術振興基金」を財源として、国際交流への寄与及び科学技術の振興や学術文化の発展等を図ることを目的に、京都府立大学に在学する大学院生等が行う研究活動に対し助成事業を実施することとし、今回、令和7年度における募集を行うものである。

1 対象活動

人文及び社会科学の各分野並びに文理融合的な研究に係る将来性のある優れた研究活動

ただし、京都府公立大学法人または京都府立大学が当該年度に実施する他の研究支援事業等において、支援が決定されている研究については、本研究奨励事業の対象としない。

2 応募者の資格及び条件

(1) 京都府立大学の大学院博士課程に在学する大学院生

(2) 京都府立大学の共同研究員として研究に従事する外国人研究者

(注) 「共同研究員」とは、京都府立大学共同研究員受入規程(昭和62年制定)に規定する者をいう。

3 助成金の額

総額 100万円以内

20万円以内/件

ただし、旅費については、京都府公立大学法人の教職員旅費規程等の取扱いに準じて、定められた額を上限とするが、学生割引など経費節減に留意し、必要最小限の所要額とすること。(国内旅費は交通費及び宿泊料、外国旅費は交通費の他、日当、宿泊料等を支給するので、旅費を計上する場合は、京都府公立大学法人教職員旅費規程等を参照の上、概算経費に含めて申請すること。)

※京都府公立大学法人教職員旅費規程

<https://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/35642.pdf>

4 対象経費

(1) 対象となった研究活動に直接必要な経費(消耗品費(書籍代、印刷製本費を含む)、研究調査旅費、その他(通信運搬費など))とし、選考結果の通知日(5月～6月頃予定)から令和8年3月末までに執行したものとする。

(2) 経費の執行は、大学における現行の研究費執行ルールに準ずるものとする。

※汎用性のあるパソコン、デジタルカメラ等の電子機器及び周辺機器、所属機関で通常備えるべき設備備品等は対象外とする。

5 採用予定件数

5件程度

6 応募の手続

(1) 別添の研究奨励助成申請書に必要事項を記入した上で、

学務課教育研究支援係(gakuji@kpu.ac.jp)及び

企画・地域連携課(kikaku@kpu.ac.jp)あて、データにより申請すること。

あわせて、申請書を印刷して学務課教育研究支援係へ提出してください。

(2) 応募期間は、令和7年3月3日(月)から令和7年4月12日(土)とする。

7 選考

当運営委員会で審査し、助成金交付の可否及び助成額を決定する。

8 選考結果の通知

選考結果は、申請者及び関係学部長に通知する。

9 交付決定の取消し等

助成金交付決定後、研究活動の中止その他の理由により助成金交付が適当でないと認められる場合は、その交付決定を取り消すことがある。

10 完了報告書等の提出

助成金の支給を受けた者は、研究交流活動終了後、速やかに所定の完了報告書及び読みやすい内容とした研究成果報告（2,000字～3,000字程度）を作成し、提出しなければならない。

また、研究の成果を公表する場合、「当該研究の実施について当基金の助成があった」旨を明記することとし、公表した旨を当運営委員会に報告すること。

11 その他

(1) 他の研究費との合算使用はできません。（助成金額を超えた分は自己負担となります。）

(2) 申請書に電話番号、Eメールアドレス等、応募者本人と直接連絡がとれる連絡先を記載の上、提出してください。

※個人情報 は当助成事業に係る連絡にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。